

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
東京都北区
- 2 構造改革特別区域の名称
北区児童発達支援センター給食搬入特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
東京都北区の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

北区（以下「本区」という。）は、区域が 20.61 平方キロメートル、都内 23 区中 12 番目の広さで、武蔵野台地の緑辺部から東京低地へと連続した地勢を有し、飛鳥山の桜や、荒川、隅田川、石神井川といった水辺空間に囲まれた、緑豊かな自然が魅力のまちである。また、JRの駅が都内最多の 11 駅あり、地下鉄、都電が区内を走り、交通の利便性も抜群であり、元気な商店街もあり、とても暮らしやすい環境が揃っている。

本区は、ここ数年、子育て支援などに積極的に取り組むことにより、人口は着実に増加し、平成 30 年（2018）年 5 月には 25 年ぶりに 35 万人を突破した。年少人口についても、平成 25 年から 4,000 人程度増加し、令和 2 年 1 月 1 日現在 36,753 人となっている。今後についても、区の実施した人口推計調査においては、令和 15 年までは年少人口数は増加傾向となっている。

本区の障害児支援施策としては、平成 26 年度に策定した北区障害者計画において、施策目標の一つに「障害のある子どもの療育・保育・教育の充実」を位置づけ、従来の知的・身体障害児への支援に加え、早期発見・早期療育を掲げて発達障害についての普及啓発や相談・支援を行う等取り組みを行ってきた。

発達障害については発達障害者支援法の制定以来、自閉症スペクトラムに対する理解が進み、平成 28 年には家族その他の関係者も支援の対象となったほか、発達障害の発現率についても近年では 10%以上との研究もあり、発達障害に対しての認識も大きく変化してきた。

このような状況下において、本区では平成 29 年度に第一期北区障害児福祉計画を策定し、障害児のサービスの種類ごとの必要な量の見込みを定めるとともに、障害児支援の提供体制の整備等に努めてきた。昨今は、発達障害

に対する認知が進んだことや、療育を受けることに対する抵抗感を下げることにもつながったと推測され、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用ニーズが年々高まっている。

ニーズの高まりを受け、民間の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は増加しているが、本区においては医療型の児童発達支援センター（以下、「センター」）が1か所あるのみで、福祉型のセンターは設置の必要性は長年検討されてきたが、1か所も整備がされていない状況にある。

センターに求められる給食の施設内調理の負担が大きいこと、小規模な施設での施設内調理は運営経費も割高となること、また、単独では給食を施設内で調理・提供する経験のない小規模な事業者も多いことなどから、給食の施設内調理にかかる負担が参入の障壁となっていることが思慮される。

5 構造改革特別区域計画の意義

センター移行後においては障害児通所支援事業を継続実施するとともに、地域の障害児やその家族への相談、助言を行う地域の中核的かつ総合的相談支援施設として位置づけられる。

また、センターは障害の有無にかかわらず可能な限り地域の保育、教育などの支援が受けられるよう、地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進することや、家庭支援の重視を基本理念としていることから、センターの果たす役割はより重要となっている。

本特定事業により、給食を外部搬入とすることで、調理スペースの最小化が図られ、個別訓練や、家族支援の為のスペースを増やすことが可能となるとともに、運営コストの合理化にもつながり、利用者のニーズを満たすことができ、療育全般の質の向上につながるものとする。

第一期北区障害児福祉計画では、国の基本方針を受け、令和2年度末までに福祉型のセンターを1か所整備することとしたことから、今回、区立の児童発達支援事業である「北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園」（以下、「さくらんぼ園」という。）をセンターへ移行することとしている。本区にあるさくらんぼ園は、事業発達支援事業所のほかに、区内の離れた施設で発達に関する相談窓口を有しており、心理相談、発達診断、保護者支援を実施するとともに支援児にあった療育期間の紹介も実施している。今回、それを統合してセンターとして整備できるため、相談から療育まで一貫した支援を受けることが可能となり、センターの機能充実も図ることができる。しかしながら、センターでは施設内で調理を行い、食事の提供を行うことが義務付けられており、移行にあたっての障壁となっているが、給食の外部搬入を可能となることでセンター移行が確実となる。

今後、地域の中核的な施設として発達障害など障害に対する啓発活動や、研修などの人材育成にも発展させることで、児童発達支援事業全体の拡充につながっていくことが予想される。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入による運営コストの合理化により、人員配置や設備などに資源を注力することが実現可能となり、児童発達支援センター全体の経営の安定や療育事業のサービス向上を図る。

このことにより、将来的に既設の児童発達支援事業所を児童発達支援センターへ移行させ、地域の中核的な施設とすることを目指す。

また、地域の中核的な施設になることにより、相談から療育まで一貫した支援が受けられるとともに、利用者は身近な場所で質の高いサービスを受けられるようになることが期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

センターへの移行に伴い、身近な地域における中核施設としての機能が充実し、これまで直接交流機会の少なかった他の児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどと利用者の受け入れ状況の把握や連絡調整など情報共有が活発となり、区内の児童通所施設全体の機能向上が図れる。

また、給食の外部搬入を実施することで、調理業務を受託する民間事業所の雇用機会があらたに創出される。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和3（2021）年4月1日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センター（以下、「センター」という。）の管理運営については、東京都北区（以下、「本区」という。）が行う。給食については、本区と民間事業者（以下、「事業者」という。）の契約に基づき、事業者において調理を行う。

搬送については、事業者が提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し搬送する。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）環境整備

構造改革特別区域内におけるセンターでは、障害児に対する食事の提供の責任はセンターにあるものとし、給食の調理はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている事業者調理施設で事業者職員が行い、搬送や保存、配膳、冷蔵・冷凍、提供、アレルギー除去食などの確認については、本区と事業者が委託契約に必要事項を定め、本区と事業者が責任を持って行う。

（2）児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食1回とし、献立等については事業者の職員（管理栄養士）が作成するとともに、利用児童の発達状況や障害特性に応じた調理方法の工夫など必要な配慮を行う。また、除去食など個別的な対応が必要な場合も、同じ調理施設内で調理を行い搬入する。食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提出される医師の診断書の指示内容に基づき、除去食を提供する。

給食の形態は主菜・副菜を提供、児童の個別性に応じ、常食・一口大・やわらか・刻み食等を基本とするとともに、児童の特性に合わせた給食提

供に向け、定期的に事業者と協議を行い、給食形態や提供方法、提供時間等柔軟に対応していく。

また、児童の食事の様子を常に観察し、特に配慮すべき点についてはセンター職員間で共有を図り、必要に応じて保護者と面接を行うなど、適切な食事の提供につなげていく。

検食については毎回利用児童に提供する前に、センター職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を日々記録し保管する。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日付社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の2の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底する。

(4) 委託契約等の締結

構造改革特別区域内におけるセンターの給食は、本区と事業者が締結する契約に基づき、事業者の調理施設で事業者が調理を行う。

調理にあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」の3（2）及び（3）を遵守することとし、センターの管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び事業者との契約内容を確保する。また、事業者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、「保育所における食育に関する指針」や「北区食育推進計画」の内容を基本とし実施する。

望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、生活習慣の形成途上にある子どもの食育を推進し、健康的な生活リズムや生活習慣の確立につなげる。

また、障害特性により食べ物へのこだわりがある子どもに食べることを通して、人との関係の基礎をつくり、要求行動や意欲を育てる。

個別支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し、配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

【北区立児童発達支援センターの概要（予定）】

- 1 定員 30 名
- 2 実児童数（給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童） 30 名
- 3 職員数 26 名（非常勤除く）
 - 内訳
 - 管理者 1 名
 - 児童発達支援管理責任者 2 名
 - 保育士 11 名
 - 福祉職員 5 名
 - 保健師 1 名
 - 看護師 1 名
 - 心理士 5 名（会計年度任用含む）
 - 機能訓練担当者（非常勤）12 名
 - 医師（非常勤）3 名
- 4 調理室の面積 27.77 m²
- 5 調理設備・器具
 - 流し台、ガスコンロ（3 口）、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、ガスオーブン、配膳台、収納棚

6 配送計画（案）

時間	調理業者 （民間事業者）	北区立児童発達支援センター
午前 7 時 00 分	調理開始	
午前 10 時 15 分	調理完了、配送開始	
午前 10 時 45 分		受取、配膳準備
午前 11 時 30 分		配膳、喫食
午後 0 時 30 分		給食終了

午後 2 時 00 分

容器回収